

令和7年9月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和7年9月8日（月）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

出席委員

委員長 東条 恭子
 副委員長 山西 国朗
 委員 大塚 明廣
 委員 元木 章生
 委員 井川 龍二
 委員 竹内 義了
 委員 浪越 憲一
 委員 岡 佑樹
 委員 曽根 大志

議会事務局

政策調査課長 戸川 拓司
 議事課課長補佐 一宮 ルミ
 議事課主任 鷹取 加奈

説明者職氏名

〔保健福祉部〕

| | |
|------------------|-------|
| 部長 | 福壽 由法 |
| 医務技監 | 鎌村 好孝 |
| 副部長 | 田上 賢児 |
| 次長（医療人材確保対策担当） | 新田 哲弘 |
| 次長（健康福祉担当） | 大西 秀城 |
| 保健福祉政策課長 | 美原 隆寛 |
| 地域共生推進課長 | 杉友 賞之 |
| 医療政策課長 | 藤坂 仁貴 |
| 医療政策課救急・災害医療対策室長 | 岡本 理恵 |
| 総合看護学校長 | 頭師 正彦 |
| 健康寿命推進課長 | 井原 香 |
| 健康寿命推進課国保運営室長 | 松浦 正治 |
| 感染症対策課長 | 佐藤 健司 |
| 薬務課長 | 高瀬 真紀 |
| 長寿いきがい課長 | 島田 准子 |
| 障がい福祉課長 | 杉生 忍 |
| 障がい者相談支援センター所長 | 川人 章博 |
| 発達障がい者総合支援センター所長 | 美保 圭祐 |

〔病院局〕

| | |
|---------|-------|
| 病院事業管理者 | 北畠 洋 |
| 局長 | 蜷原 淑文 |
| 副局長 | 岡本 光弘 |
| 総務課長 | 春木 達也 |
| 経営改革課長 | 柴田 浩史 |

保健福祉部

【提出予定議案等】（説明資料、資料1、資料2）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第8号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果について
- 報告第9号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

【報告事項】

なし

病院局

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第21号 令和6年度徳島県病院事業会計決算の認定について
- 報告第3号 令和6年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

なし

東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時18分）

これより保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

福壽保健福祉部長

それでは、9月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料の3ページを御覧ください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額欄に記載のとおり、合計で8,668万5,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、合計で784億8,152万1,000円となっており

ます。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、御説明いたします。

4ページを御覧ください。医療政策課でございます。

医務費の摘要欄①のア、新規事業、診療所の承継・開業支援事業費の5,738万5,000円は、地域の医療提供体制を確保するため、医師少数区域等において承継を行う診療所に対し、施設整備などに要する費用を支援するための経費でございます。

また、イ、新規事業、看護職員働き方改革支援事業費の2,000万円は、看護職員の安定確保と定着促進に向け、看護職員の賃上げと働き方改革に取り組む医療機関への応援金の支給を行うための経費でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。長寿いきがい課でございます。

老人福祉費の摘要欄①のア、新規事業、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費の930万円は、地域の介護サービス提供体制を確保するため、中山間地域の訪問介護事業者に対し、サービス提供の維持や経営改善に要する費用を支援するための経費でございます。

次に、6ページを御覧ください。繰越し明許費でございます。

障がい福祉課の障がい者交流プラザ管理運営費でございます。

プール天井耐震改修工事に係る経費につきまして、現在委託中の実施設計の完了が本年11月を予定しており、今年度内の工事完了が困難であると見込まれることなどから、1億500万円の繰越しをお願いするものです。

続きまして、7ページを御覧ください。その他の議案等の（1）のア、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果についてでございます。

地方独立行政法人につきましては、毎年度の業務実績について県知事が評価し、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会へ御報告することとなっております。

（ア）評価の目的につきましては、法人の直近事業年度の業務実績について、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人業務の透明化を確保するとともに、法人業務の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に資することを目的としております。

評価の結果につきましては、保健福祉部資料1により、御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

1、全体評価でございますが、第3期中期目標の達成に向けて、おおむね順調に進んでいます。

次に、2、項目別評価につきましては、5段階評価となっております。S評価が2項目、A評価が7項目、B評価が13項目、C評価が2項目、D評価は該当なしとの結果になっております。

続きまして、2ページを御覧ください。項目別評価の主な内容をまとめております。

このうち特徴的な点について御説明いたします。

まず、上から3番目の丸、病院の果たすべき役割・機能の充実・強化につきまして、在宅療養後方支援病院としての取組や、地域包括ケア病棟の運用開始など、地域医療構想を踏まえた病院の果たすべき役割・機能の明確化が図られていることから、特筆すべき進捗状況にあるのS評価としたところです。

また、その二つ下の丸、質の高い医療従事者の確保・養成につきまして、医療人育成セ

ンターの専任センター長の招へいや計画的な人材育成が図られていることから、順調に進んでいるのA評価としております。

3ページを御覧ください。

中段に記載しております予算、収支計画及び資金計画につきましては、経常収支比率等において、年度計画の数値目標を下回ったことから、やや遅れているのC評価としたところであり、引き続き、収入の確保と費用の抑制に取り組み、経営基盤の強化を早急に図る必要があると考えております。

次に、説明資料にお戻りいただき、7ページを御覧ください。

(1)のイ、地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果についてでございます。

こちらも、地方独立行政法人法の規定により、議会へ御報告することとなっているものであります。中期目標の期間が終了した際に、当該中期目標の期間における業務実績について評価を行うものでございます。

評価結果につきましては、保健福祉部資料2により、御説明いたします。

資料2の1ページを御覧ください。

1、全体評価でございますが、第3期中期目標をおおむね達成したとしております。

次に、2、項目別評価につきましては、S評価が2項目、A評価が8項目、B評価が12項目、C評価が2項目、D評価が該当なしとの結果になっております。

続きまして、2ページを御覧ください。項目別評価における特徴的な点につきまして、御説明いたします。

まず、一番上の丸、良質かつ適切な医療の提供につきまして、医療人育成センター設置などによる組織体制の強化やインシデントレポートの充実により、医療の質の向上を図るための取組が推進されていること、また、上から5番目の丸、看護専門学校の充実強化につきまして、看護師国家試験合格率100%を13年連続で達成し、卒業生の県内就職率も高水準で推移していることから、それぞれ中期目標を達成したのA評価としております。

一方で、2ページの上から2番目の丸、がん医療の高度化につきましては、年間がん入院患者延数等が目標数値を下回っていることから、中期目標が十分に達成されたとはいえないのC評価としたところであり、高度医療機器導入の強みなどを生かし、がん診療の拡大・充実が図られるよう、取組を進めていく必要があると考えております。

今後、鳴門病院の運営におきましては、今回の評価結果にも十分留意し、今年度から開始した第4期中期目標に基づき、医療品質及び患者サービスの向上、業務運営の改善及び効率化に、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

提出予定案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

蛇原病院局長

9月定例会に提出を予定しております病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係の説明資料の3ページを御覧ください。令和6年度徳島県病院事業

会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を頂くため、今議会に提案しようとするものでございます。

なお、この病院事業会計決算の概要につきましては、さきの6月定例会の当委員会におきまして、御説明させていただいたところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。令和6年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る資金不足比率について、御報告させていただくものでございます。

病院事業会計における資金不足比率とは、資金不足額を医業収益で除して得られる比率であります。資金余剰の状態にあり資金不足額がないことから、ーを記載しております。

5ページを御覧ください。

資金不足比率の県議会への御報告に先立ちまして、徳島県監査委員による審査を行っていただいております。その結果、6ページの資金不足比率審査意見書のうち、第5、審査の結果及び意見欄にございますとおり、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとお認めいただいているところであります。

提出予定案件につきましては以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

東条恭子委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚明廣委員

先ほど、新型コロナウイルス感染症について話をしたのですが、今、介護施設において職員が感染症を受けた場合、以前の感染症拡大の時も大変な状況になりました、介護施設の運営が非常に厳しいということがあったのですけれども、そういう場合の応援体制について現状、何か支援がありましたら、お答えいただきたいと思います。

島田長寿いきがい課長

ただいま大塚委員から、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の介護施設における体制について御質問がございました。

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症が発生した場合であっても、介護サービスが提供されることが必要であると認識しております。

各介護保健施設におきましては、新型コロナウイルス感染症などの感染症が発生した場合であっても、介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、令和3年度か

ら業務継続計画、BCPの策定が義務付けられているところでございます。

この業務継続計画、BCPにおいては、平時からの対応はもとより、職員間で感染が拡大した場合の施設内での勤務調整や、法人内、さらには近隣の事業者からの人員の応援体制等、職員の確保についても定めておるところでございます。

また、令和6年度には介護保健施設ごとに協力医療機関を定めることが義務付けられており、医師又は看護職員による相談体制の確保、診療の求めがあった場合における診療体制の確保、入所者の病状が急変した場合の入院受入体制の確保といった要件を満たす医療機関との連携が進められております。

県内の介護現場においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にも適切に対応できるよう、人員の応援体制の確保や医療との連携体制の構築が進められており、利用者に介護サービスが継続的に提供できるよう努めているところでございます。

大塚明廣委員

新型コロナウイルス感染症に限らずですけれども、こういったウイルス感染症などが起こった場合、先ほど申しましたように介護施設における職員が感染した場合、結局、看護師、それから実際にお世話する介護士の方が非常に感染しやすいのですね。

そういう中で、例えば、先ほどお答えいただいたんですけれども、近隣の事業者からの人員の応援体制とか、職員の確保とか、そういうのはできるんでしょうかと言ったら変な話なんですけど、もっと具体的にお答えしていただけたらと思います。

島田長寿いきがい課長

各介護保険施設において、それぞれの状況に応じてBCPを定めていらっしゃるところでございまして、BCPに対しての研修でありますとか、BCPに定めたことがきちんとできるかについての訓練、シミュレーションなども行っており、こういったことに備えて各施設において、それぞれの状況に応じて対応を考えているところでございます。

大塚明廣委員

実際、そういうのが起ったときにBCPということで、とにかく、そういったことがきちんと行えるように、現実問題として対応できるような体制を是非作っていただきたいと思います。

元木章生委員

私からは、看護職員働き方改革支援事業について、お伺いさせていただきます。

本県が実施しました令和6年度看護職員等の確保に関するアンケート調査によりますと、県内226施設の回答で、常勤看護師の採用目標442名に対しまして実績は387名で、1施設当たり常勤看護師の約1.44人の追加が必要とされております。

また、退職者数は年間358名で、特に1年以内の退職は16.2%あり、3年以内では32.7%に達するなど、離職率の高さが浮き彫りとなっている状況であるとのことです。

看護職員の働き方改革は、仮に一部の大規模病院で進めることができましても、地域の中小規模の医療機関では人員も予算も限られており、十分な改善がなされないという懸念

もございます。

今回の事業では病院と有床診療所を対象としており、看護職員の労務環境の改善や夜勤負担の軽減、業務分担の見直しなどに取り組むことが条件とされております。

つきましては、医療機関や看護の現場で現状どういった課題があるとの認識の下、今回の事業を構築したのかお伺いいたします。

藤坂医療政策課長

ただいま元木委員より、この看護職員働き方改革支援事業を構築するに当たり、現状どのような課題があると認識の下で事業を構築したのかとの御質問を頂きました。

県では、看護職員の確保でありますとか、働きやすい、働き続けられる職場環境づくりについて議論いただくため、本年の5月に徳島の看護の未来を考える会を設置いたしまして、県内の中堅看護師から現場の意見や要望を直接伺ったところでございます。

その中で、夜勤の負担が大きいとか、夜勤交代勤務人材の確保が難しい、あとは育児休業を取っている方や時短勤務の方の業務を代替する職員の負担が大きいといった課題が出されたところでございまして、こういったことに対応するための事業として、今回提案させていただいたところでございます。

特に夜勤業務につきましては、医療従事者の中でも看護職員が多く従事していると、あと心身の負担が大きいこともございまして、若年層の看護職員が主体となって担っている現状がございます。

一方で、本年7月末に公表されました令和6年度の看護職員業務従事者届の結果におきましては、35歳未満、若手の看護職員の割合が全国ワーストで、かつ有床診療所、病院においても35歳未満の看護職員の割合が17.5%ということで、他の年齢層と比べましても低い状況となっているところでございまして、将来の看護医療を担う看護職員を安定的に確保するために処遇改善や勤務環境改善を推進していくことが重要であるとの認識の下、今回の事業を提案させていただいたところでございます。

元木章生委員

夜勤の負担が大きく、若年者の離職につながっているのではないかといったような御答弁であったかと思います。

今年度の当初予算におきましても、看護職員の充実強化に向けて、看護師等、学校養成所の学生に対する修学資金新規貸与額の拡大や、看護の魅力を発信するための出前講座、そして現役看護職との交流の機会となる座談会の対象者を、2010年以降に生まれたアルファ世代まで拡大するなどの取組がなされておりまして、これらの取組とセットで看護職の処遇改善や勤務環境の改善を進めていくことが重要であると考えております。

今回の事業、補助要件といたしまして、国の診療報酬のベースアップ評価料を届け出ていることが求められております。

ベースアップ評価料とは、令和5年度診療報酬改定で新設された入院基本料などに上乗せされる評価料のことで、看護職員の賃上げを確実に実施することを前提に病院が算定できる仕組みであるということでございます。

つきましては、何割ぐらいの病院、有床診療所がベースアップ評価料の届出を行ってい

るかについて把握をしているのか、お伺いさせていただきます。

藤坂医療政策課長

今回の事業の要件としておりますベースアップ評価料について現状、何割ぐらいの病院、有床診療所が届出を行っているかとの御質問を頂きました。

まず、ベースアップ評価料についてでございますが、医療機関における賃上げを促進し、医療従事者の処遇改善、人材確保を図ることを目的としまして、診療報酬改定で設けられたものでございまして、ベースアップや定期昇給などにより、前年度を超える賃上げの実現を目指すものでございます。

一方で、県内の病院、有床診療所のベースアップ評価料の届出の状況でございますが、令和6年度末でございますと71.3%と8割に満たない状況でございました。直近の状況につきましては8月1日現在で75.3%と、4%程度増加しているところでございます。

本事業の実施を通じまして、届出件数の更なる増加につながることを期待しているところでございまして、医療従事者の処遇改善でありますとか、人材確保に必要となる財源をしっかりと確保していただきたいと考えているところでございます。

元木章生委員

今後、より多くの医療機関に支援を行うために、制度の周知や申請手続の簡素化を進めていくべきではないかと考えております。

また、現行の国の制度では、小規模病院、有床診療所をはじめ、精神科病院や療養型中心の医療機関、地域の中小規模診療所ではベースアップ評価料を算定できず、賃上げ原資の格差や人材流出のリスク、地域医療の崩壊が懸念されております。

今後も医療提供体制を維持、確保していくためには、入院料を支える看護人材を安定的に確保することが重要でありますと、そのために処遇改善が必要となります。

公平性、地域医療の維持、持続可能性といった視点で、是非ベースアップ評価料を算定できない医療機関への支援をお願いしたいと思います。

さらに、単年度で終わるのではなく、中長期的に地域医療を支える視点での継続的な支援も検討いただければと思います。

国の制度の活用だけではどうしても一律になりがちでありますので、現場の声をしっかりと受け止めながら、徳島ならではの柔軟なサポートを重ねていくことで、若い看護師さんたちがここで働き続けたいと思える環境づくりにつながると思います。

今後、医師会など関係機関とも連携して事業を周知し、少しでも多くの医療機関が、看護職員の賃上げやICT導入、タスクシェアリングの推進など、当事業を活用して働き方改革に取り組むことで、看護職員の長時間労働や夜勤の縮減を進めていただけるよう、また住宅控除や交通費、趣味への支援など、徳島県内の医療機関等で働くメリットを実感できる取組を推進していただきますよう要望させていただきます。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の視察についてでございますが、まず、県外視察につきましては、10月27日から10月29日までの3日間の日程で、保健福祉施策や教育施策等を調査するため、埼玉県及び神奈川県の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

次に、県内視察についてでございますが、11月10日に本県の母子保健施策に関する意見交換会を行うとともに、教育施策に係る取組等を調査するため、関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。 (11時44分)